

公益財団法人 日本化学繊維研究所
賛助会員規程

平成 30 年 6 月 26 日理事会改正

(通則)

第 1 条 この法人の賛助会員に関する規程については、定款第 4 4 条に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(会員)

第 2 条 この法人の目的及び事業を賛助する者は、理事会の決議により賛助会員（以下「会員」という。）とする。

(会員の種類)

第 3 条 会員を分けて次の 2 種とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的及び事業を賛助する者又は賛助する上で、特に功労のあった者。
- (2) 維持会員 この法人の目的及び事業を賛助し、第 7 条に定める会費を納める者

2 前項(1)の会員において、特に功労のあった者を名誉賛助会員と称する。

(会員の権利)

第 4 条 会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する日本化学繊維研究所講演会に参加することができる。
- (2) この法人の発行する日本化学繊維研究所講演集の無料配布を受けることができる。
- (3) この法人の主催する事業に優先して参加することができる。
- (4) 維持会員に所属するものは、この法人の主催する催しにすべて会員資格で参加することができる。

(資格の消滅)

第 5 条 維持会員が会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しない場合は、その資格を喪失する。

(退会)

第6条 退会しようとする維持会員は、未納の会費を納入の上、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 維持会員は、毎年度1口以上の会費（維持会費）を納入しなければならない。

ただし、1口65,000円とする。

2 一般会員は、会費納入の義務をもたない。

(会費の用途)

第8条 会費は、定款第3条に定める目的に従い、同第4条に記載する事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月26日から施行する。